第10号 地区集会所その他公益施設に準ずる施設

1 趣旨

地区集会所その他都市計画法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物を対象とするものである。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) 地区集会所、集落青年館、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号) によるものを除く。)等都市計画法第29条第1項第3号に規定する施設に準 ずる施設である建築物であること。
- (2) 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。
- (3) レジャー的な施設その他、他の目的の建築物と併用されるものでないこと。

3 申請地

申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律による農用地区内の土地でないこととする。

4 建築物の規模及び用途

- (1) 規模及び構造
 - ア 建築物の用途及び設置の目的に照らして、適切なものであること。
- (2) 用途 準公益的施設で他の目的の建築物と併用されるものでないもの。